

一般社団法人 国際臨床医学会

日本国際看護師（NiNA）認定更新活動ポイントに関する規程

第1条 この規程は、日本国際看護師(NiNA)認定規則第4章第13条1項2号に基づき、必要な事項を定める。

第2条 認定更新活動取得ポイント数

更新認定に必要な活動ポイントは、以下に定める。

- (1) 50ポイント
- (2) 50ポイントのうち30ポイントは本学会学術集会の出席ポイントとする。

第3条 活動ポイント記録対象セミナー等

活動ポイント記録対象セミナー等については、以下に定める。

- (1) 本学会学術集会に出席・・・15ポイント/回
- (2) 本学会学術集会にて発表・・・10ポイント/回
- (3) 本学会が主催する日本国際看護師(NiNA)セミナーに出席・・・5ポイント/回
- (4) 本学会が指定する日本国際看護師(NiNA)セミナーに出席・・・2ポイント/回

第4条 規程の改正

本規程の改正は、認定部会及び理事会の決議を経て、改正することができる。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日に一部改正する。